

## 講じた措置の内容

平成16年4月25日から平成17年3月31日までに弁済免除を行った結婚貸与金7,683,000円及び平成17年3月31日現在の結婚貸与金未弁済額10,572,900円の合計18,255,900円については、互助組合から返還を受け、平成17年8月16日に本市へ収納しました。